



平成27年5月14日

各 位

会社名 ヤマトホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 山内 雅 喜
(コード番号9064 東証第1部)
問合せ先 常務執行役員 IR戦略担当 芝崎 健 一
(電話番号 03-3541-4141)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月23日開催予定の第150期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条および第37条の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第29条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、有用な人材を継続的に確保するため、補欠監査役の選任決議の効力を4年とする旨の規定を、変更案の第34条として新設するものであります。

(3) その他、上記第34条の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月23日(火曜日)

定款変更の効力発生日 平成27年6月23日(火曜日)

以 上

【別 紙】

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(新 設)</p> <p>第 34 条) (条文省略)</p> <p>第 36 条</p>	<p>(<u>補欠監査役の選任決議の効力</u>)</p> <p>第 34 条 <u>補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第 34 条) (条文省略)</p> <p>第 36 条</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第 35 条) (現行どおり)</p> <p>第 37 条</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 38 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第 38 条) (条文省略)</p> <p>第 43 条</p>	<p>第 39 条) (現行どおり)</p> <p>第 44 条</p>

以 上